

伏見地区バリアフリー
移動等円滑化基本構想に基づく

道路特定事業計画 交通安全特定事業計画



水と緑にあふれ,安心・安全・快適に
生活できる温もりのあるまち

京都市建設局道路建設部道路計画課
京都府警察本部交通部交通規制課

●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や障害のある人などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整える様々な施策に取り組んでおり、その一環として、近鉄伏見駅周辺の徒歩圏を中心とした「伏見地区」を対象に「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を平成20年12月に策定致しました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について、「道路特定事業計画」及び「交通安全特定事業計画」を、学識経験者、高齢者・障害者団体の代表者、地域の代表者、公共交通事業者、公安委員会、行政関係者等の意見を踏まえながら策定致しました。

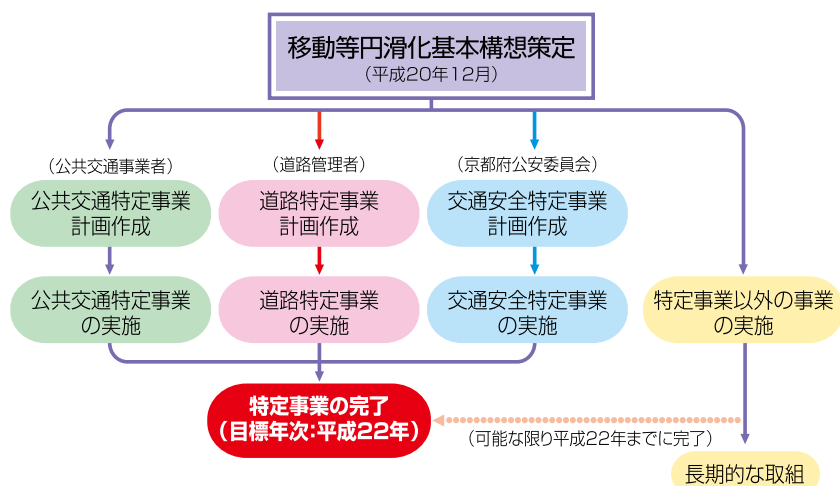
また、これらの特定事業の他に、公共交通事業者が「公共交通特定事業計画」を策定して、近鉄伏見駅のバリアフリー化やバス車両等のバリアフリー化を進めており、道路管理者・京都府公安委員会・公共交通事業者が一体となって伏見地区のバリアフリー化を進めていきます。



平成20年3月に市民の皆様や当事者の方々と現地踏査を実施して意見交換しました

●重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

平成22年(2010年) を基本として、バリアフリー化事業を実施していきます。特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくこととします。



●特定事業計画に基づくバリアフリー化

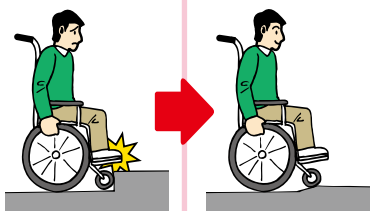
「**道路特定事業**」とは、京都市が道路管理者として実施する、特定旅客施設周辺の道路における段差や勾配の改善などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

「**交通安全特定事業**」とは、京都府公安委員会が実施する、特定旅客施設周辺の道路における信号機への視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

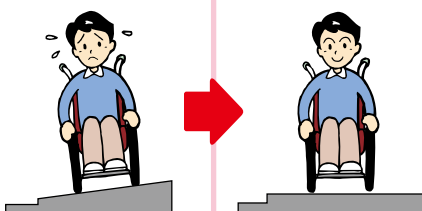
●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画



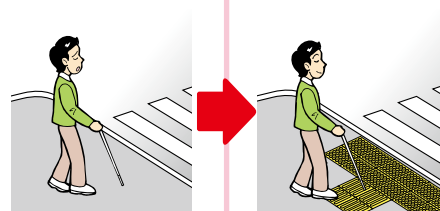
対策A 横断歩道接続部の段差・勾配の改良



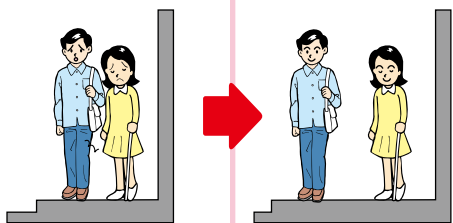
対策B 歩道の横断勾配の改良



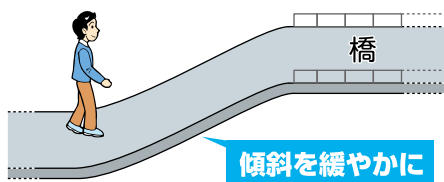
対策C 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良



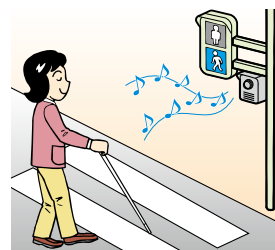
対策F 歩道の拡幅及び電柱の移設の検討



対策G 縦断勾配の改良

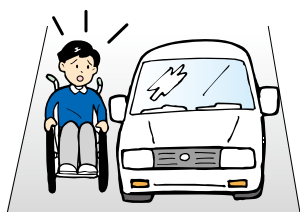


対策H 既設信号機への視覚障害者用付加装置の設置

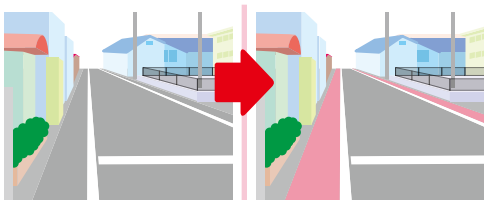


対策D 歩道のない道路の改良

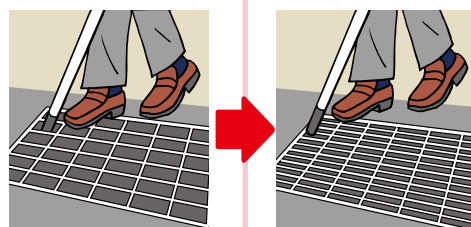
対策D-1 歩行者優先策の検討



対策D-2 歩行空間の明確化



対策E グレーチングの改良



●道路特定事業以外のバリアフリー化対策

その他の道路事業について

生活関連経路に位置付けられていない道路等についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際は、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路交通環境の整備を進めます。

また、生活関連経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

ハードと一体となったソフト的対策について

伏見地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、あわせてソフト的対策も進めていき、「水と緑にあふれ、安心・安全・快適に生活できる温もりのあるまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 違法駐車・駐輪等の防止
- ◆ 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆ 学校教育における福祉教育の充実

自転車等撤去強化
区域等の警告看板



道路利用啓発チラシ



案内情報の充実について

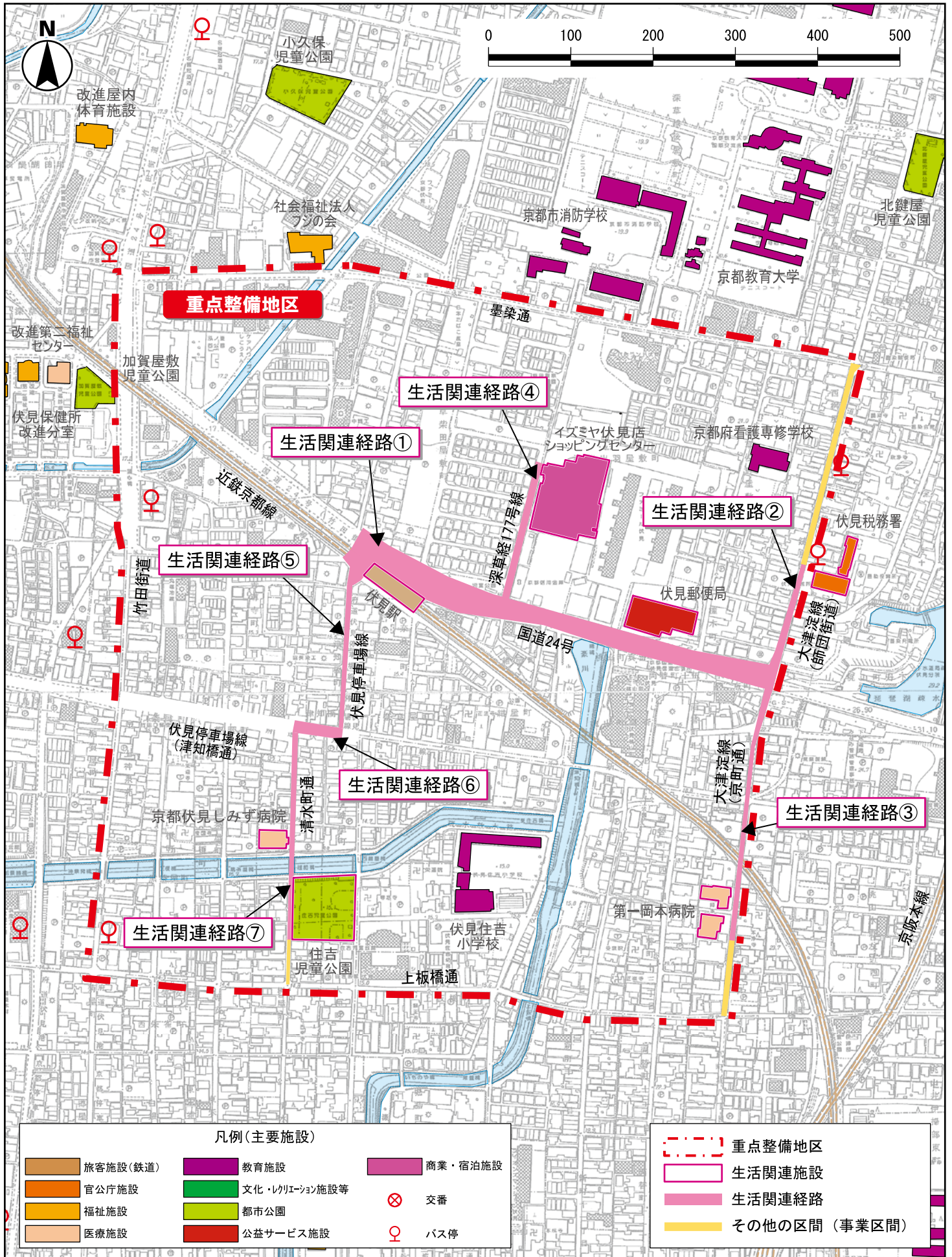
伏見地区は、生活関連施設への利用者等来訪者も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

- ◆ バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆ 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実



新聞やホームページへの掲載

バリアフリー 生活関連施設・生活関連経路



●整備内容と整備目標年次

経路	路線	事業内容	目標年次			
			H20	21	22	23～
生活関連経路①	国道24号	・ 国道24号電線共同溝事業により、バリアフリー化を図ります。*				
	国道24号と師団街道との交差点	・ 視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置				
生活関連経路②	主要府道 大津淀線 (通称：師団街道)	・ 歩行空間の明確化 ・ グレーチングの改良				
生活関連経路③	主要府道 大津淀線 (通称：京町通)	・ 段差・勾配の改良 ・ 横断勾配の改良 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 ・ グレーチングの改良 ・ 歩道の拡幅及び電柱の移設の検討				
生活関連経路④	市道 深草経177号線	・ 歩行者優先策の検討 ・ グレーチングの改良				
生活関連経路⑤	一般府道 伏見停車場線	・ グレーチングの改良				
生活関連経路⑥	一般府道 伏見停車場線 (通称：津知橋通)	・ 整備済み				
生活関連経路⑦	市道 清水町通	・ グレーチングの改良 ・ 縦断勾配の改良				

ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。

赤字＝道路特定事業計画 青字＝交通安全特定事業計画

※ 国道24号の道路管理者は京都国道事務所

●道路特定事業と交通安全特定事業との連携について

道路特定事業の実施は、交通安全特定事業の実施と密接に関連することから、連携を十分に図りながらバリアフリー化推進に取り組んでいきます。

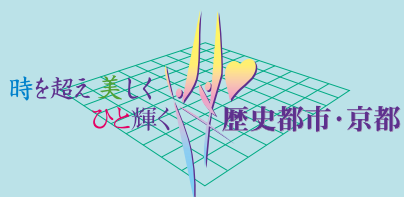
◆ 生活関連経路とは

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

◆ 生活関連経路の設定

伏見地区の生活関連経路は、近鉄伏見駅と生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互間を結ぶ経路として設定し、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととしました。

同じです あなたとわたしの 大切さ



伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく
道路特定事業計画・交通安全特定事業計画

京都市建設局道路建設部道路計画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL075-222-3580 FAX075-213-0263

京都府警察本部交通部交通規制課都市交通対策係

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85-3
TEL075-451-9111

2009年(平成21年)3月発行 京都市印刷物 第204629号

